

平成24年(行ツ)第265号

平成24年(行ヒ)第312号

決定日 平成24年10月18日

原判決の表示 東京高等裁判所平成22年(行コ)第359号(平成24年4月18日判決)

## 決 定

上告人兼申立人     スタンダード・ヴァキューム石油自主労働組合

被上告人兼相手方  国

同補助参加人     組織変更前の商号エクソンモービル有限会社

                  EMGマーケティング合同会社

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

### 第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

### 第2 理由

#### 1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

#### 2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

最高裁判所第一小法廷